

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度 (東根市独自事業・関連事業)

## 【 個人・世帯向け支援 】

子育て 世帯への 支援	給付金	東根市子育て世帯 生活支援特別給付金 支給事業	国・市 連携	実施中 [申請期限] 令和4年 2月28日	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外分	市福祉課 Tel内線 2147
					◆給付対象 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給者 ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ◆給付額：児童1人当たり一律5万円 ◆申請方法：①の方…申請不要（4/28に児童扶養手当振込口座へ振込済） ②③の方…福祉課窓口（15番）にて申請または郵送 ※申請書類については市HPからダウンロード可能です。	◆給付対象 令和3年度住民税非課税世帯の方、または令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で所得が急変し、住民税非課税世帯と同様の状況であり、下記のいずれかに該当する方 ①令和3年4月分の児童手当受給者 ②令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者 ③令和3年4月分の児童手当受給者である公務員 ④令和3年5月～令和4年3月分のいずれかの月分から児童手当または特別児童扶養手当の新規受給決定又は額の改定の認定を受けた方 ⑤令和3年3月31日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子のみを養育していた方 ◆給付額：児童1人当たり一律5万円 ◆申請方法 〈住民税非課税世帯の場合〉 ①②④の方…申請不要（①②は6/30に児童手当振込口座へ振込済、④は各手当の申請により当該給付金の申請は不要） ③⑤の方…福祉課窓口（16番）にて申請または郵送 〈所得急変世帯の場合〉 福祉課窓口（16番）にて申請または郵送 ※申請書類については市HPからダウンロード可能です。	

納付猶予 減免など	学習 支援	自宅における 学習支援	市関連	実施中	インターネットを利用した学習支援サービスを導入。自分にあった課題を選択して取り組み、振り返りにより理解を深める等の家庭学習を支援 ◆対 象：小学1年～中学3年	市管理課 Tel内線 3511
	市税等 の相談	各種市税、 水道料金、 下水道使用料 に関する相談	市関連	実施中	新型コロナウイルスの影響により納付・支払いが困難な場合、その猶予などの相談に応じる ◆対象：各種市税（税務課）・水道料金（水道課）・下水道使用料（下水道課）※個人、法人を問いません。 ※国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合などは、状況により減免措置を受けられる場合があります。	市税務課 Tel内線 2337, 2339 市水道課 Tel内線 2551 市下水道課 Tel内線 2531
	保険料 免除等	国民年金保険料 の免除等	国・市 連携	実施中	新型コロナウイルスの影響による失業・廃業等のほか、令和2年2月以降に収入が減少した場合などで、一定の要件に該当するときは、国民年金保険料の免除・納付猶予が適用される場合があります。	市市民課 Tel内線 2117

### 【参考】国のおもな支援制度

住居確保給付金	離職や休業などで収入が減少し、住まいを失った、または失うかもしれない場合、一定期間家賃相当額を支援	【窓口】 東根市社会福祉協議会 Tel41-2361  コールセンター 0120-221-276
緊急小口資金 ・総合支援資金	緊急小口資金は 緊急かつ一時的に家計を維持することが困難な場合に最大20万円まで無利子貸付け。総合支援資金は日常生活の維持が困難な場合に一月あたり15万円（単身世帯以外20万円）まで無利子貸付け（貸付期間：原則3カ月まで）	
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	特例貸付に該当する緊急小口資金や総合支援資金の制度を利用してもなお、生活に困窮している世帯に対して支援金を支給。支給額は単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上世帯10万円/月（支給期間：3カ月）	
新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	休業期間中、賃金が支払われない場合、中小企業で働く従業員に対して月額最大33万円を支給	

※このほか、さまざまな支援策があります。詳しくはそれぞれのHPなどをご確認ください。